

長崎県職員独身寮利用規則 第2条(3)ウの五島振興局  
上五島支所独身寮(有川寮)における運用について

**1. 目的**

- 新上五島町への就職促進と地域の活性化を目的として、長崎県職員独身寮利用規則第2条(3)エに基づき、民間企業等へ就職する者を新たに入居の対象とする。

**2. 独身寮に入居できる者(以下のすべてを満たすもの)**

- ① 新たに新上五島町内の民間企業等に就職・転勤する者または就職・転勤後3ヶ月を経過していない者。
- ② 現在、新上五島町以外に在住している者、ただし新上五島町内在住であっても、就職・転勤後3ヶ月を経過していない者及び特別な事情がある者は入居の対象とする。
- ③ 所属する民間企業等と(一財)長崎県職員互助会の間で確認書を締結し、その民間企業等の推薦と連帯保証がある者。
- ④ 住所地の市区町村民税を滞納していない者(既に転入済の場合は旧住所地においても滞納がないこと)。

**3. 入居期間**

- 入居日から最大3年間とする。
- 勤務開始日の2週間前から入居できるものとする。
- 離職した場合は、離職日から30日以内に退去しなければならない。ただし、新上五島町内で新たに就職しようとする場合は60日間延長することができる。なお、期間内に再就職した場合は、当初の入居日から通算して3年間を入居の期限とする。

**4. 入居方法**

- 入居申込書、誓約書、推薦書、納税証明書※を添付して、(一財)長崎県職員互助会に申し込む。入居決定に係る事務については、(一財)長崎県職員互助会で行う。  
※現住所地の市町村税の未納・滞納がないことを証明するもの。ただし新卒者は添付不要とする。
- 入居希望があった場合は必要に応じて、有川寮自治会、県職上五島支部及び上五島支所で協議を行う。

**5. 運用開始**

- 平成30年5月17日から実施する。
- 平成30年8月1日一部改正する。
- 令和2年7月27日一部改正する。
- 令和6年2月15日一部改正する。